〈発行所〉
全国港湾労働組合連合会
〒144-0052　東京都大田区蒲田5-10-2
日港福会館1F
電　話：03―3733―2561
FAX：03―3733―2627
発行人：玉田雅也
定価：30円（組合費に含む）

（毎月1回15日発行・平成7年8月18日第三種郵便物認可）
2016年9月15日　第282号

全国港湾

NATIONAL FEDERATION OF DOCKWORKERS UNIONS OF JAPAN
(ZENKOKU-KOWAN)

ZENKOKU-KOWAN

E-Mail：nfduj@zenkoku-kowan.jp

全国港湾第９回定期大会

団結力と行動力で組合員の雇用と暮らしを守る！

全国港湾第九回定期大会は、九月十四日から十五日にかけて、豊橋市「シーパレス日港福」に於いて、オブザーバーを含む二百七十三名出席のもと、議長に豊川代議員（大港労組）、石渡代議員（検数労連）を選出し開催された。大会は、一五年度の主な活動経過（第一号議案）、一六年度運動方針（第二号議案）、産別ストライキ権の確立について（第三号議案）、規約の改正について（第四号議案）、一五年度決算・監査報告・一六年度予算（第五号議案）および、一六秋年末闘争方針について、一六年度中央執行委員の選出と大会宣言を審議し、採択を行い満場一致で確認された。

はじめに司会にたった柏木副委員長は「一六春闘では、産別制度要求と個別賃上げを同時一体的に取り組む春闘として位置づけ、七十二時間の行動を背景に団交した結果、港湾年金制度、地区団交権確立の基本的合意、労働災害企業内補償の改定等大きく前進した協定を結ぶことが出来ました。しかし、賃上げの部分では、一五春闘を大きく上回ることは出来ませんでした。また、日本の政治状況は、参議院選挙で自公が勝利し、改憲勢力は参議院の三分の二に達する結果となりました。安倍政権になって労働者の状態は、更に悪化が進んでいます。実質賃金はマイナスとなり、雇用と働き方の根本を破壊する、労働法制改悪はワーキングプアを更に増やし、貧困をさらに深刻にすることは確実です。安倍政権の進める雇用改革の暴走をストップさせなければならない。港湾では、船社間の合併や統合、それらに伴うアライアンスの組み換え等により、雇用や職域が脅かされる状況が生まれ、厳しさを増しています。全国港湾は全力で組合員の雇用と暮らしを守る行動を取り組まなければならない。このためには、組合員の団結力を一段と強化して、山積する課題に積極的に取り組まなければならない。」などと開会挨拶を行った。

その後、議長団選出、各種役員、大会成立の確認を行い、糸谷委員長の挨拶に続いて、来賓の港運同盟・新屋会長、ＩＴＦ東京事務所・瀧代表、全労済・野崎次長から激励と連帯の挨拶を受けた。その後、玉田書記長が第一号、第二号議案、一六秋年末闘争方針の提案を行った。

第一日目の最後には、日航不当解雇争議団代表二名の挨拶があり、その活動の経過と訴えを聴講した。

質疑応答では、独禁法問題、指定事業体問題、内陸・通過貨物対策、バルク港湾問題、年金問題、三島川之江港問題、コンテナターミナルの自動化・コンテナ重量証明など多岐にわたり、活発な質疑を展開した。また、平和を守るたたかいでは、後日、決議書を起草することを確認した。

その後、糸谷委員長の総括答弁を受け、第一号議案、第二号議案および一六年秋年末闘争方針が満場一致採択された。

国際連帯活動では、ＩＴＦ活動の強化として、港湾独自のＦＯＣ・ＰＯＣキャンペーンを十六年十一月に関門港、十二月に東北地区で実施できるよう準備する。

秋年末闘争では具体的には、十一月十七日から十八日の中央行動における申し入れ書を地区統一行動で活用できるよう可能な限り早めに送付する。国会議員・政党申し入れは、全国港湾の要求と一致する政党（議員）との協議に入り、中央行動を待たずに可能なところから行政への働きかけを進め、おもな課題として認可料金復活・通過貨物対策・非指定港の指定港化・政策審議会への参加（国交省）、フレキシブルバック規制（経産省）、石綿対策（国交省・厚労省）、ＡＥＯなど税関行政の規制緩和（財務省）を念頭に置く。

続いて、第三号議案、第四号議案、第五号議案を審議し満場一致採択された。

一六年度の中央執行委員の選出では、執行委員の青山氏が退任、新に西脇氏が選出され全役員の確認を行い、大会宣言を満場一致採択した。

大会は、沖原副委員長の「委員長の総括答弁また新役員の挨拶にもあったように、皆様と共に、とにかく行動あるだけでしかないという決意表明がされました。船社の今後起こるであろう大きなアライアンス、また、公正取引委員会の外圧など、どういった事態が起きても私達としても、全国の組合員全員の団結で推し進めなければならない。全国港湾の持っている組織力、力強い団結力で、大会を締めていきたいと思っている。」との閉会挨拶を受け、最後に糸谷委員長の「団結ガンバロー」三唱により盛会裏に締めくくった。

糸谷委員長　大会あいさつ

第九回定期大会へお集まり頂き誠にありがとうございます。日頃より全国港湾運動に活動頂き御礼申し上げます。

今春闘の成果として、まず地区団交権の問題が一定の前進を見ました。中央で決まったことを地域で確実に実践する体制を築く、その第一歩となりました。残り五地区ありますが、ぜひとも皆さんの力をお借りして地区団交権の確立を全国で成し遂げたいと考えております。

港湾年金につきましては、暫定の協定はできておりましたが、今春闘で解決することができました。

その一方で賃金関連交渉につきましては、独占禁止法や公正取引委員会という問題が浮上し、今日時点でも解決されておりません。この問題が今春闘に残された一番大きな課題です。

他にも週休二日制の問題、時間外分母の問題、定年制延長の問題がございます。定年制延長については、来春闘においては何があっても年次計画に基づいた延長を実現させたいと思っております。

次に港湾の現在抱える問題です。まず国土交通省が予算を付けた自動化ターミナル実現に向けたＲＴＧ遠隔操作実験の問題。ＩＴＦも原則反対、導入するとしても人員削減をしないことが前提としておりますが、室内の涼しいところで操作ができ、省力化に大きく貢献する無人化に世界の趨勢が進んでいることは間違いございません。これに力をかけてでも止めるのか否か、検討することが必要です。

次に船社の経営合理化による再編の問題があります。大きくは三つのアライアンスに統合されようとしていますが、昨今のＣＨＩＮＡとＣＯＳＣＯの経営統合、韓国船社のＨＹＵＮＤＡＩとＨＡＮＪＩＮの経営危機などによって港湾への影響は待ったなしです。

さらに検数・検定の指定事業体の問題もあります。どの港でどの職種で働こうが、港湾で働く仲間として同一労働条件で働けるように支援することが全国港湾として当然のことです。

様々な問題を解決する手段として港湾の労使には大枠を決める中央団交があり、詳細を詰める労使政策委員会、雇用問題には中央事前協議、船社の経営危機や地方港の問題については、それぞれ対策会議もあります。それらの会議を利用しながら、皆さんの意見を幅広く聞く、その集大成がこの定期大会です。私達自身が一体となって闘う決意を固めてそれぞれの職場に戻られることをお願いしまして、ご挨拶とさせて頂きます。

シャモ樽

二〇一六年地域別最低賃金改定で、七月二十六日、引き上げ額の目安が示された。全国平均二十四円の引き上げは、最低賃金が時給で示されるようになった平成十四年以降の最高の上げ幅だ▼東京などの大都市部中心のＡランクが二十五円で、最も低いＤランクは二十一円。引き上げ幅は過去最大だが、制度の限界が現れた審議でもあった▼最低賃金を決める際に考慮すべき要素として、生活するのに必要な生計費、労働者の賃金、事業の支払い能力が、最低賃金法で明記されている▼目安を検討した審議会では、労働側委員が全国最低八〇〇円、平均一〇〇〇円へ二～三年での到達を主張。使用者側は直近の零細企業の賃金上昇率に基づく改定（一・一％、約一〇円に相当）を訴えた。労働側は生計費と賃金を、使用者側は支払い能力をよりどころにしたのだ。最後に公益委員会が落としどころとして、政府の掲げる『三％』を提示し、Ａ～Ｄランクの額を決定した▼結果的には生活できる額には程遠く、地域間格差は最大で時給二百十八円に広がる計算だ。こうなった元凶が、最賃額決定の考慮要素である『支払い能力』。先進国にはない仕組みだ▼労使の主張の間を取るのではなく、生活できる水準にする仕組みが必要だ。